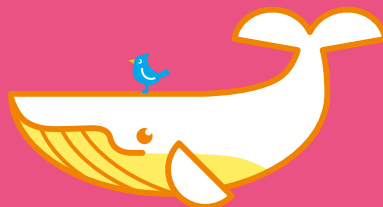




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2023年
Vol.26



特集 相続と不動産
～司法書士がお役に立ちます～



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

相続登記の義務化をはじめとする新制度の御紹介

法務省民事局付(民事第二課) **もり した ひろ き** **森下 宏輝**

【略歴】平成25年 裁判官任官 令和2年 現職

皆様は、「所有者不明土地問題」、「相続登記の義務化」という言葉をお聞きになられたことはあるでしょうか。「所有者不明土地問題」を解決するため、令和3(2021)年4月に法律が改正され、土地や建物の権利関係を明らかにする「不動産登記」について、「相続登記の義務化」をはじめとする重要な見直しが行われました。本稿では、市民の皆様にも大きく影響するこれらの新制度について御紹介したいと思います。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを御承知おきください。

1 「不動産登記」についての御紹介

不動産登記は、不動産(土地や建物)についての情報を明らかにする(公示する)制度です。不動産登記には、不動産の取引履歴や、所有者の氏名・住所などが記録されています。不動産登記は、不動産の権利関係を一覧的に公示することによって、円滑かつ安全な不動産取引を実現するという役割を果たしています。

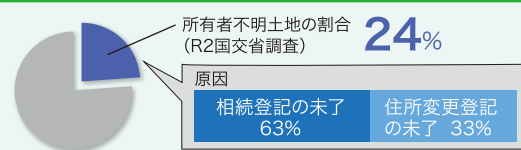
不動産登記について詳しく知りたい方は、法務省のホームページ「不動産登記のABC」(URLは末尾に①として掲載しています。)を御覧ください。

2 「所有者不明土地問題」についての御紹介

では、「所有者不明土地問題」とは、どういうものなのでしょうか。不動産登記には、所有者の氏名・住所が記録されていますが、これを見ても、実際の所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡が付かない土地があるのです。このような「所有者不明土地」は、九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。

※所有者不明土地とは…

- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地



なぜ、このような「所有者不明土地」が生まれるのでしょうか。その原因は、大きく分けて二つあるといわれています。まず、①不動産登記に記録された所有者が亡くなったにもかかわらず、相続人に対する登記がされずにそのままになっているケース(「相続登記の未了」といいます。)、次に②不動産登記に記録された所有者の住所が変わったにもかかわらず、住所の変更の登記がされずにそのままになっているケース(「住所変更登記の未了」といいます。)があります。

①や②のケースでは、不動産登記に記録された所有者に連絡を取ろうと思っても、連絡を取ることができません。このため、土地を活用しようと思っても活用できないなど、大きな社会問題となっています。

そこで、「所有者不明土地問題」の総合的な解決を図るため、令和3年4月に不動産登記法等が改正され、相続登記が義務化されるなど、重要な見直しが行われました。また、同月に新たな法律が成立し、相続により取得した土地を国庫に帰属する制度(以下「帰属制度」といいます。)も導入されました。

3 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます

(1)相続登記の義務化について

「相続登記の未了」に対応するため、これまで任意であった相続登記が義務化されることになりました。

不動産登記に記録された所有者が亡くなった場合には、その相続人は、相続により不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をしなければならないことになりました。遺贈によって相続人が不動産の所有権を取得した場合も、同様です。

これとは別に、遺産分割が成立して不動産を取得した場合も、遺産分割の成立日から3年以内に、相続登記をすることが義務付けられていますので、注意が必要です。

相続登記の義務化が始まる前に相続があったものについても、相続登記の義務化の対象になりますので、御注意ください。この場合は、義務化のスタート日である令和6(2024)年4月1日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

正当な理由がないのにこれらの義務を怠ったときは、10万円以下の過料に処されることがあります。

(2)相続人申告登記について

相続人がたくさんいるため遺産分割に時間がかかるなど、直ちに相続登記をすることが難しい場合もあると思います。このような場合には、「相続人申告登記の申出」という制度を利用することによって、相続登記の義務を果たすことができます。

相続人申告登記の申出は、相続人が、登記官に対して、

- ア 不動産登記に記録された所有者が亡くなって相続が開始したこと
- イ 御自身がその相続人であること

を申し出ることで行います。添付書類も相続登記に比べて簡易なものとするが予定されています。

ただし、遺産分割が成立して不動産を取得した場合に相続登記をする義務は、相続人申告登記によっては果たすことができない点は、注意してください。

いずれにしても、相続が発生した場合には、早期に相続人間で遺産分割を行っていただき、しっかりと相続登記を行うことが肝要です。

(3)所有不動産記録証明制度について

御自身が相続によってどのような不動産を取得したのか、分からないこともあると思います。今回の見直しにより、新たに、御自身又は御自身が相続人となる亡くなられた御親族(「被相続人」といいます。)が、不動産登記に所有者として記録されている不動産を一覧的に証明する、「所有不動産記録証明制度」が導入されましたので、この制度の活用も、御検討ください。

(4)新制度がスタートする時期について

相続登記の義務化や相続人申告登記は、令和6年4月1日からスタートします。また、所有不動産記録証明制度は、令和8(2026)年4月までにスタートします(具体的な開始日は、今後、政令で定められる予定です。)

(5)登録免許税の免税措置について

相続登記を推進するために、不動産の価額が100万円以下の土地についての相続登記は、登録免許税がかからないなどの特例措置が講じられています。この免税措置は、令和7(2025)年3月31日までとされていますので、対象となる土地をお持ちの方は、お早めに相続登記をお済ませください。

4 令和8年4月までに住所等の変更登記が義務化されます

(1)「住所変更登記の未了」に対応するため、不動産登記に記録された所有者の氏名又は住所(以下「住所等」といいます。)について変更があったときは、その変更があった日から2年以内に、住所等の変更登記をしなければならないことになりました。正当な理由がないのにこの義務を怠ったときは、5万円以下の過料に処されることがあります。



法務省民事局不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

(2)もっとも、所有者があらかじめ登記官に対して生年月日等の「検索用情報」を申し出ることにより、登記官が、職権で、住所等の変更の登記を行う制度も導入されました(登記をして良いか、所有者に事前に確認しますので、勝手に登記がされることはありません。)。登記申請の負担が大幅に軽減されることになりますので、是非御活用ください。

(3)これらの新制度は、令和8年4月までにスタートします(具体的な開始日は、今後、政令で定められる予定です。)

5 令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が始まります

(1)相続により土地を取得したものの、管理に困るため土地を手放したい場合があるかと存じます。そのような場合には、帰属制度の利用を御検討ください。

本制度は、一定の負担金を納付して、土地を国庫に帰属させる制度です。相続人は、相続又は遺贈によって土地を取得した場合には、その土地を国庫に帰属させる(所有権を国に移転させる)ことの承認申請をすることができます。

承認申請がされた場合には、承認申請書類の内容や実地調査等の結果を踏まえた要件審査が行われます。

法務大臣により国庫帰属についての申請が承認された場合には、承認申請者は、負担金(特別な管理を要しない土地については、一筆当たり20万円)を納付することにより、土地の所有権が国庫に帰属することになります。

このほか、政令で定める審査手数料を納付する必要があります。

(2)帰属制度は、令和5(2023)年4月27日からスタートします。法務省に特設のホームページ「相続土地国庫帰属制度について」(URLは末尾に②として掲載しています。)^②が開設されていますので、詳しくはこちらを御覧ください。

6 新制度を詳しく知りたい方に

法務省では、市民の皆様向けに分かりやすく新制度を解説したパンフレットや広報用フライヤーを作成しております(URLは末尾に③及び④として掲載しています。)

また、新制度について、次のようなホームページを開設しています。

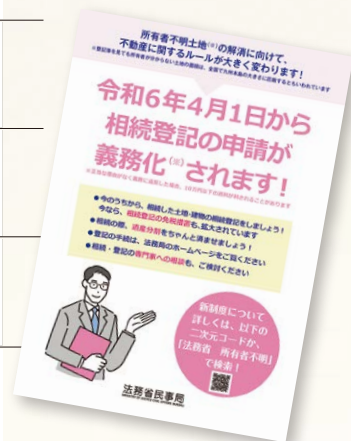
・「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し【新制度の内容をまとめたもの】」(URLは末尾に⑤として掲載しています。)

・「あなたと家族をつなぐ相続登記【市民向けの相続登記・遺産分割に関する情報をまとめたもの】」(URLは末尾に⑥として掲載しています。)

新制度は、市民の皆様に関係するものです。本稿を御覧いただき関心を持たれた場合には、上記のツールも活用いただき、是非とも新制度について知っていただければと思います。

法務省ホームページのリンク一覧

①不動産登記のABC https://www.moj.go.jp/MINJI/minji02.html	
②相続土地国庫帰属制度について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html	
③パンフレット(2022.9版) https://www.moj.go.jp/content/001381141.pdf	
④相続登記義務化周知フライヤー https://www.moj.go.jp/content/001382090.pdf	
⑤所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html	
⑥あなたと家族をつなぐ相続登記 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html	



特集

II
Legal Support

大相続時代における相続と不動産登記～司法書士の活用について 「市民と共に150年。 相続登記は司法書士へ」

日本司法書士会連合会 副会長

さと むら み き お
里村 美喜夫



〔略歴〕	昭和58年 北海道大学法学部卒業	平成21年～23年 日本司法書士会連合会専務理事
	昭和63年 司法書士登録	平成23年～27年 日本司法書士会連合会副会長
	平成13年～14年 全国青年司法書士協議会会長	平成29年～31年 札幌司法書士会会長
	平成17年～19年 日本司法書士会連合会理事	令和元年～現在 日本司法書士会連合会副会長
	平成19年～21年 日本司法書士会連合会常任理事	

平成31(2019)年3月19日、法務省において法制審議会民法・不動産登記法部会第1回会議が開催されました。この会議は、日本における所有者不明土地問題にどのように対応するかということと協議する会議です。この検討メンバーとして日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)から、当時の会長が参加しました。26回の会議を経て、令和3(2021)年4月21日に民法・不動産登記法の一部改正が成立し、同月28日に公布されました。

これらの法律は、所有者不明土地問題を解決するためのものであり、不動産の形状や権利者等を記録している不動産登記簿の所有者欄の名義人に連絡をしても、連絡がつかない所有者不明土地をできるだけなくしたり、またはこれからそのような土地を生じさせなくしたりする内容となっています。その一つの手法として規定されたのが、相続登記の義務化に関する規定であり、すでに令和6(2024)年4月1日からの施行が決まっております。

所有者不明土地が生じる最大の原因は、相続が発生してもその相続人が亡くなった人の不動産について相続登記を放置していることとされています。また、もう一つの原因とされたのは、引っ越しをして住所が変わったとしても、自分が所有している土地について、その都度住所変更の登記をしていないということでした。

それでは、このような法律ができた経緯はどのようなものだったのでしょうか。

まず、平成28(2016)年に国土交通省が行った地籍調査によれば、不動産登記情報から直ちに判明する所有者等の所在が判明できない土地は20%以上¹であったと報告されています。これは、九州の面積に匹敵するといわれました。そこで国は、この所有者不明土地問題を解決しようと様々な検討をし、前述した民法と不動産登記法の一部を改正した、ということになります。登記がされていない原因のおおよそ3分の1が住所変更登記をしていないことであり、3分の2が相続登記をしていないことから²、相続登記とともに住所変更登記も義務化の対象として検討されることになりました。なお、売買等により所有権を移転したけれども、その登記がされていないケースの割合はわずか1%でした。このように、土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地を「所有者不明土地」と定義付けをして、その土地の利用等が阻害されるなどの問題を解決するために政府が本格的に取り組むことになり、その結果、以下に述べる制度が新設されるに至りました。



¹ 平成30年版土地白書について(国土交通省 政策統括官、平成30年6月)

² 平成30年版土地白書114ページ。

相続登記が義務化されるにあたり、相続の手続について、ある程度理解しておいたほうが良いでしょう。まず、不動産を所有している所有者が死亡した場合は、さまざまな手続をする必要があります。例えば、亡くなったときにすぐに対応しなければならないのは、死亡届の提出・埋火葬許可証の交付申請などです。そのほかに健康保険や介護保険、年金に関する手続があります。また、運転免許証やパスポートを有していた場合も死亡した旨を届けることになります。これらの手続と同時に遺産を移転しなければなりません。しかしながら、今までは遺産の承継については、期限が定められておらず、特に不動産登記については、遺族などがそのまま居住していても、登記申請については強制されることはありませんでした。一方、金融機関の預貯金などは、取引をしていた金融機関に赴いて、手続をする必要があることは容易に理解されています。実は、この場合でも不動産の手続と同じように、相続人は誰なのかということを確認する必要があります。そのためには被相続人の出生から死亡までの連続した除戸籍等の収集が必須となっています。これらの手続をするには、まず亡くなった方の戸籍または除籍謄本を取得し、その除戸籍が作られた前の除戸籍または改製原戸籍を取得し、それが亡くなった方の出生した以前の除籍まで取得していくことが必要となっています。これは、相続人を確定するためです。また、亡くなった方の相続人に死亡した者がいれば、その者の相続人の出生から死亡までの除戸籍等が必要となります。相続人を確定しなければ、真の所有者を探し出すことができず、これらの手続を省略することはできません。したがって、金融機関などの預貯金についての相続の手続をした場合は、不動産についても相続の手続をしておいたほうが良いでしょう。

除戸籍の具体的な請求方法は、必要となる除戸籍を請求する市区町村を特定したうえで、請求書に必要な人の本籍と筆頭者を特定して、その手数料を同封しなければなりません。その手数料は請求者があらかじめ負担します。司法書士は、相続登記の専門家ですので、当然に除戸籍を請求する専門家でもあります。お仕事が忙しいときや、手続が面倒な時はお近くの司法書士会の相談窓口にご連絡ください。



亡くなった方の除戸籍の収集が出来たら、次は登記申請書を作成して、その不動産を管轄する法務局に申請書を提出することになります。この手続が難しいと感じた場合は、相続登記の専門家にご相談ください。相続登記を放置していると、相続人の範囲が拡大してしまうことがありますので、できるだけ早めのご相談をお勧めします。

一方、所有者不明土地においては、所有者の探索の負担と相まって、土地の利用や管理に支障が生じる場合があります。例えば、相続により兄弟などで持分を分け合った共有地で、その兄弟などの共有者の方が行方不明で連絡が取れないような場合は、他の共有者が当該土地を利用しようとしても、行方不明共有者の同意を得ることができないために、その利用を断念せざるを得ない場合があります。また、共有地が道路拡幅により、国や地方自治体がいち早く買上げて利用したいというような場合であっても、行方不明になっている共有者の同意がなければ、共有地の一部を分筆したとしても、譲渡することは出来ず道路の拡幅工事はできないことになってしまいます。

では、このような場合どのようにするかというと、家庭裁判所に不在者の財産管理人を選任してもらって申請をすることになります。しかしながら、財産管理人を選任する場合は、予めその費用を納付することになっていますが、その予納金が高額であるとか、財産管理人を選任しても手続が長期間にわたるとの意見があり、利用者にとっては、かなりハードルが高いとの意見がありました。司法書士は、家庭裁判所に提出する書類の作成をすることが出来る職能ですので、このような場合は事前にご相談ください。

所有者不明として定義づけられた不動産には、住所変更登記がなされておらず、所有者にすぐには連絡がつかない場合も含まれています。住所の変更については、住民票や戸籍の附票などで、登記をしたときから現

在の住所に移転するまでの証明をすることが出来ます。相続登記に比較して、住所変更の登記は容易な手続とされています。

相続登記手続と住所の変更手続について説明してきましたが、令和6年4月1日から法律が施行されたら、具体的にどのようなことに気をつけなければならないのでしょうか。この法律が施行されることになれば、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から「3年以内」に相続登記をしなければならないことになりました。そして、もし正当な理由がないのに相続登記を申請しなかった場合は、「10万円以下」の過料の対象となるという規定も設けられました。

いままでは相続が発生した場合でも、相続登記をするのに期限がありませんでしたが、所有者不明土地を生じさせないための方策としてこの規定が適用されることになったということです。では、現在、すでに相続が発生している場合は、この法律が適用されないのでしょうか。実は、この法律が施行されると、現在すでに相続が発生している場合も適用されることになり、その場合は令和6年4月1日から3年以内に、相続登記をしなければならないこととなりました。

しかしながら、先ほど述べたように、亡くなった方の除戸籍を収集するにはある程度の時間がかかります。加えて、相続人が複数いる場合は、すべての相続人で話をし、遺産をどのように分けるか決めなければなりません。その内容を記載した書面³を法務局に提出することになります。

このように、所有者不明土地の発生を予防するための方策については、国民にかなりの負担を生じさせてしまう可能性がありますので、負担の軽減策も設けられました。それは、「相続人の申告登記制度」であります。これは、各相続人が単独で申告できるものであり、自分が相続人であることの証明書類⁴を添付するという簡略化された手続です。この手続は、報告的な性格を有しております。この相続人の申告登記をすることによって、相続登記の義務を履行したことになり、先に述べた過料の対象にはなりません。ただし、相続人の申告登記をしたからといって、相続による移転登記がなされたことにはならないので、早めに遺産分割協議をするなどして、亡くなった方から相続人への所有権移転登記をすることが望まれます。

また、引っ越しなどをして住所を移転した場合も、その住所の変更をした日から「2年以内」に正当な理由がなく住所の変更登記をしない場合は、「5万円以内」の過料の対象となります。将来的には、市区町村の窓口に住所移転の届け出を出すことによって、不動産の登記名義人の住所が変更されるシステムを構築することが検討されており、法務局に住所変更登記申請をしなくても変更登記されることが予定されています⁵。

令和5(2023)年4月1日から施行される法律には、財産管理制度の見直しがあります。前述した不在者管理人制度や相続財産管理人制度は、時間や費用がかかるので使いにくいとの意見があることに対応して、相続財産の中に所有者不明土地(または建物)等があった場合、比較的早く処分が出来るような制度が施行される予定です。管理が行き届いていない管理不全土地(または建物)についても同じような制度が創設されました。これらの管理人については、適切に対応できる士業が望ましいとされており、財産管理業務や遺産承継業務に積極的に取り組んでいる司法書士の活用が強く望まれております。

所有者不明土地の発生を予防するための制度として、民法とは別に相続土地国庫帰属制度が創設されました。これは、相続または遺贈⁶により土地を取得した者が、法務大臣の承認を受けて⁷、その土地の所有権を国

³ 遺産分割協議書

⁴ 具体的には除戸籍等

⁵ 個人の場合です。法人の場合は商業・法人システムを利用することが予定されています。

⁶ 相続人への遺贈に限ります。

⁷ 窓口は法務局であり、実施調査権限があります。

庫に帰属させることが出来るというものです。

しかしながら、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件が設定されました。一定の要件とは、①建物や通常の管理または処分を阻害する工作物等がある土地、②土壌汚染や埋設物がある土地、③崖がある土地、④権利関係に争いがある土地、⑤担保権等が設定されている土地、⑥通路など他人によって使用される土地、など、これらの土地に該当しないこととされています。また、審査手数料のほかに、法務大臣の承認を得たら、土地の性質に応じた10年分の管理費用を納付することになっています。参考までに、その金額は、原野で約20万円、市街地の宅地(200㎡)で約80万円とされています。

例えば、資産価値のある不動産や一定の預貯金などと一緒に、利用価値がないと思っている土地を相続した場合は、相続財産から負担金を支出することにより、土地利用のニーズの低い土地を取得することを回避したいと考えるケースもあるかもしれません。現行法においては、土地の所有権の放棄に関する規定はなく、この新しい制度がどこまで活用されて定着するかは、令和5年4月27日から施行されるこの制度の運用次第となっています。司法書士は、この手続の申立書等を作成する土業として期待されております。個別の案件については事前に司法書士に相談するとよいでしょう。

以上のように、所有者不明土地をなくしたり、発生することを予防したりする制度が創設され、今年から順次施行されることになっております。しかしながら、これらの制度については、まだ十分に知られていません。そこで、日司連は、「相続登記といえば司法書士!」を合言葉に、司法書士と相続登記についての広報事業を展開しており、少しでも市民のために役に立てるよう準備をしております。

その一つは、全国の50の司法書士会と連携し、全国に150か所の相続登記相談センターを設置し、いつでも相談を受ける体制を整えました。また、全国统一予約受付フリーダイヤル(0120-13-7832)を設け、相続手続などについて無料で電話相談予約を受けることが出来る体制も整えております。お近くの司法書士会にご連絡下さい。

日司連は、相続登記の義務化が施行されることになっても、引き続き、依頼者のために相談活動、相談受託体制、相談処理能力などを充実させていくことを重点的に取り組んでいきます。令和4(2022)年8月7日に行われた、全国一斉「遺言・相続」相談会では、5,000件の受電があり、そのうち2,000件弱の相談に応じました。このような実績を積み重ねていくことにより、より質の高い法的サービスを提供し続けたいと考えております。

また、相続登記と深く関連している業務に、成年後見制度があります。判断能力が低下した方の財産を守るために作られた制度ですが、司法書士は成年後見制度に積極的に取り組んでおります。相続の相談は、その前提として成年後見制度と関連するものが多く、リーガルサポートにとっても飛躍的に発展する機会になると考えております。成年後見に関する相談は、お近くのリーガルサポートまでご相談ください。

明治5(1872)年にわが国の最初の裁判所構成法である司法職務定制が定められ、代書人制度として誕生した司法書士制度は令和4(2022)年で150周年を迎えました。司法書士制度は長い間、国民の財産を守り続けてきており、そしてこれからも市民の権利を擁護し続けていきます。

相続登記相談センター
[全国统一予約受付フリーダイヤル] **0120-13-7832**

特集

Legal Support

事例 成年後見制度と相続

～後見業務18年を振り返って～

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 新潟県支部

おおしまるみこ
大島 留美子

[現在の公職] 司法書士 土地家屋調査士
家事調停委員 民事調停委員 参与員
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート広報委員会 委員長

新潟県司法書士会三条支部 副支部長
新潟県土地家屋調査士会三条支部 監事
三条柔道倶楽部 理事



今から18年も前のお話です。

平成15(2003)年に補助者経験もなく司法書士登録して約1年が経った頃、当時債務整理業務を教わっていた先輩司法書士から、「大島さん、私が相続の相談を受けている方の関係者の後見人になってくれないかしら?」と声をかけていただいたのが、後見業務受任の最初の1件でした。先輩司法書士は本人の対立当事者から相談を受けたため、利益相反関係にあたり、ご自分では受任できないからとのことでした。

ご本人の山田サチコさん(仮名)は後妻で、亡夫の先妻の子ども4人と遺産分割協議を行う必要があり、先輩司法書士に先妻の長男が相談していました。尊敬していた先輩の勧めだったので、後見業務の経験のなかった私は不安よりも先輩に近づきたい、認められたいという思いが強く、お引き受けしました。

それから毎年後見業務を受任し、現在まで40件を超え、そのうち、相続手続きが申立てのきっかけになったのが20%ほどありました。最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況』令和3(2021)年の統計では、相続手続きが申立てのきっかけになったのは8.3%です。介護保険契約のためが13.6%ですから、司法書士が後見制度の支援者となるケースは、やはり相続手続き関係が多いということなのでしょう。ただし、申立時には親族関係を詳しく調査しないので、後見業務の途中で予想していなかった相続が発生し、本人が相続人になることがあります。当職の担当案件では11件ありましたが、申立時にはカウントされません。実際に後見制度を利用して相続手続きを行う件数の全体は把握していませんが、こういった場合に備えて、保佐類型や補助類型の代理行為目録に「遺産分割又は単独相続の手続き」を加えておく必要性を感じました。

振り返って、成年後見人として相続手続きを行ったケースとして印象深く思い出されるのは、一人娘を早くに亡くし、夫の相続がきっかけで、後見制度を利用されたマサコさん(仮名)です。相続人は、亡夫の兄弟姉妹・甥姪全部で18人に上りました。そのうち半分の9人が自分の権利である相続分を無償で全部マサコさんに譲渡してくれました。そして、すべての財産をマサコさんが相続する代わりに、



残りの9人に金銭を支払う(「代償金」と言います。)ことで解決しました。たすべて完了するのに一年程かかり、『遺言』さえあればどんなによかったらうと何度も思ったことを思い出します。

また、別件で、本家の祖父の相続財産が自宅の土地のみ(自宅建物は本家の長男所有)で、孫娘のエミコさん(仮名)の成年後見人として相続放棄をしたことがありました。本家の長男が自分の父親が亡くなって戸籍を調べたら、初めてエミコさんという相続人がいることがわかり、後見開始を申立てたケースです。代償金は少額ではありましたが、本家の長男は年金暮らしでエミコさんに代償金を支払う余裕がなかったこと、エミコさんは長年障害者年金を受給しており金銭的に余裕があること、エミコさんの亡父が生前に遺留分の放棄をしていたこと、もしもエミコさんが死亡した場合は本家のお墓に入れてもらいたいこと等々を理由に家庭裁判所に照会し、結果、長男以外の相続人らに倣って相続放棄を行いました。

さて、話を戻しますが、統合失調症と身体機能の障害を併せ持ったサチコさんでしたが、多くの福祉関係者の支援を受け、本人申立てを行い、当職が補助人に選任されました。サチコさんのご自宅は当職事務所と距離があり、当職がサチコさんの日常的な買い物等の金銭を届けるよりも社会福祉協議会の自立支援事業を利用の方がいいと、その契約締結についても代理行為目録に加えました。自立支援事業は、成年後見制度へ移行する前段階というイメージがありますが、今回は、成年後見制度を利用後に自立支援事業を併用することになりました。

そして、遺産分割協議ですが、相続財産は、サチコさんと長男が2人で生活をしている自宅土地建物と預貯金です。何度もご自宅を訪問し、補助人として協議しました。サチコさんには、「先生、優しく見えるから負けないでね。」と心配されたこともありましたが、訪問したご自宅の階段を滑り落ちてお尻を打撲したこともありましたが、今から思えば、本当に頼りない補助人だったと思います。今では、十分に歳を重ねましたから、少しは頼もしくなっただけです。

結局、土地を長男が、建物をサチコさんが、預貯金を法定相続分で分けることになりました。それでもサチコさんの法定相続分に足りず、長男がサチコさんに代償金を支払うことになりました。無理のない金額の分割払いにしたいと、11年を超える回数を希望されました。あまりにも長期なので家庭裁判所に照会し、サチコさんの死亡時点での残金は免除したいとの希望も併せて実現しました。

遺産分割協議の成立後、サチコさんは公正証書遺言を作成しました。というのは、もしもサチコさんが死亡した場合、先妻の子らは相続人にならず、今回相続した自宅建物の所有権はサチコさんのご兄弟へいってしまいます。サチコさんは、自分が健在な間だけは自宅に住みたい、だけれども自分が亡くなったら自宅建物を山田家に戻したいと遺言を残すことにしたのです。

数年前からサチコさんは特別養護老人ホームに入所しています。その際、補助から後見に移行し、現在も当職とのお付き合いは続いています。

以上、今までの成年後見業務の中で相続に関係した事案をやや雑駁ながら振り返りましたが、相続は人と人との結びつきが深く関係するため、内容は種々多様です。相続は特にそう感じますが、後見業務は、自分の人生とは別の人生を経験しているような気持ちになることがあります。まさか司法書士を目指した時には予想もしていませんでしたが、司法書士業務のうち、成年後見業務は、登記業務とはまた違ったやり甲斐があるように思います。

※実話をもとにしていますが、実際の事例とは異なります。



後見つれづれ草 ～相続 人生の最期に～

今号は、司法書士の専門分野である「不動産登記」を発端として、人であれば誰でもかかわることになる「相続」を特集しました。後見業務においてもリーガルサポート会員は「相続」にまつわる様々な経験をしています。
※リーガルサポート会員の実話をもとにしていますが、実際の事例とは異なります。

第1話「わたしがなくなったら…」

父親が死亡し相続手続きの必要があることから知的障害のあるMさん(50代)の成年後見人に選任されました。Mさんは現在グループホームで暮らし、時々週末に母親(80代)が一人で暮らしている自宅に戻ります。遠くに住んでいる兄は、父親と折り合いが悪かったこともありほとんど交流がなく、お葬式にも列席されませんでした。遺産分割協議は成年後見人から兄に連絡し、母が自宅、預金を子ども2人が相続することでまとまりました。

母親は、会うたびに自分も死んだらMさんはどうなるのだろうと心配を口にされます。また、Mさんに全ての財産を遺したいという希望でしたので、その旨の公正証書遺言の作成のお手伝いをしました。

数年後、母親は亡くなり、遺言に基づきその財産をMさんが相続しました。お葬式の際は不安げな表情を浮かべていたMさんでしたが、グループホームスタッフやヘルパーさんなど様々な関係者が支援する中で以前の生活を取り戻しつつあります。成年後見人もMさんと定期的に面談し、様子を見守っています。自宅は時々ヘルパーと一緒に訪れしばらく過ごされることもあるということです。当面は処分しないで庭の手入れなどをお願いしながら管理を続けようと思います。

いわゆる「親亡き後」は心配なことです。必要な支援につながれば、Mさんのように安定した生活を継続することができると感じる人が多いです。成年後見人として親やご本人が安心できるような支援をこれからも続けていきたいと思っています。



第2話「遺影」

サツキさん(仮名)は、大正生まれの女性で認知症とパーキンソン病を患い、措置入院していました。長男も別の精神科閉鎖病棟に長期入院しており、二男は県外在住で、親戚づきあいも全くありませんでした。預貯金を下ろすことができず、入院費の滞納がかさんでいました。そのため、市長申立てが行われ、当職が成年後見人に就任しました。病院は入院費を一年近く待ってくれており、当職の最初の仕事は入院費の支払いでした。

何年か後、サツキさんが亡くなり、県外に住む二男に連絡をとりましたが、「自分は行かない。葬儀には出ない。母は生前、実家の墓には入りたくないと言っていた。そちらですべてやってくれ。」でした。とはいえ、葬儀を行うにも宗派もわかりません。また、施設入所の方はイベントに参加した写真がたくさんありますが、病院に入院されていたた

め、遺影になるような写真もありませんでした。空き家だったご自宅の仏壇のあたりを探したところ、何枚か女性の姿が写った古い写真が見つかりました。そのうちの1枚、裏を見ると、19歳と書いてあるものの、さすがにサツキさん本人かどうかはわかりませんでした。結局、遺影を用意できないまま、当職が喪主として葬儀を取り仕切り、共同墓地に埋葬することになりました。この件以降、入院している方の後見人等に就任したら必ず1度、その方の誕生日に面会して、誕生日の記念にと写真を撮るようにしています。

葬儀の日は、長男も病院から外出することができず、葬儀に参列したのは人生の最後にご縁があった私だけ。今、サツキさんのそばで彼女のために泣いてあげられるのは私だけだと思度、ご住職の後ろ姿が涙で滲みましました。業務としての関係だったとしても、いつになっても、見送ることに慣れません。



第3話「古い定期預金証書にはご注意ください」

ご家族がお亡くなりになり、成年被後見人が相続人となった場合、相続のお手続の一環として、相続財産を調査する必要があります。相続財産のなかには、骨董品等、価値の判断に頭を悩ますものもあるのですが、今回は、一見すぐに手続が終わりそうに見えた預金証書についてのお話です。相続財産を調査するにあたり、ご家族から、亡くなられた方名義の定期預金証書を見せていただきました。それは地方銀行が昭和の時代に発行したもので、発行時から50年近く経っていたものですから、定期預金証書そのものが有効かどうかが気になりました。問い合わせたところ、地方銀行からの回答は「失効している」とのこと。預金証書に記載されている金額は、諦めるには勿体ない額でしたので、無理を承知で再調査をお願いしました。後日、銀行からの回答は、なんと「失効していませんでした」。私が喜んだのも束の間、「しかし」と、行員さんが申し訳なさそうに話します。話の内容は、定期預金の利息の計算をかなり複雑に設定していること、しかも、その定期預金の販売期間がかなり短かったらしく、利息を計算できる行員が定年や退職を理由に現時点で一人もいないというものでした。利息の計算をしないと定期預金の解約手続きができません。成年後見人が計算できるわけもなく、私は担当の行員さんに必死で人探しをお願いしました。家庭裁判所にも事情を説明し、待つこと3か月。銀行から電話がありました。「先生！利息の計算ができる行員が2人見つかりました！」私が喜んだのも束の間、「しかし」と、覚えのある展開が続きます。話の内容は、社内の規定で、利息の計算にはあともう1人のチェックが必要なので、その1人が見つかるまでもうしばらく待ってくださいとのこと。結局、もう1人を見つけるまで数か月、解約の手続はさらに数か月かかり、定期預金の解約手続に1年弱の期間を要することになってしまったのでした。



当法人HPにて
オンデマンド
配信

シンポジウム告知!!

いま、成年後見人 について考える

視聴
無料



～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～

令和5(2023)年3月3日に開催される下記シンポジウムについて、同年4月3日(月)から6月30日(金)まで(予定)、当法人HPにてオンデマンドによる動画配信を行います。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が尊厳ある本人らしい生活を継続するためには本人にとって適切な後見人が選任され、また必要に応じて交代をスムーズに行える仕組みが必要であるとされています。

そのための地域における体制整備の在り方について、また利用する本人にとって真にメリットを実感することのできる担い手の確保や育成について、ともに考えていきたいと思います。

是非多くのご視聴をお待ちしています。



プログラム 基調講演

01 適切な後見人等の選任・交代の 推進に関する家庭裁判所の取組

講師 向井 宣人氏 [最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課長]

02 適切な後見人等の選任・交代及び 担い手の確保・育成の推進に関する 厚生労働省の取組

講師 松崎 俊久氏
[厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 室長]

03 中核機関における権利擁護支援 チームの形成支援の取組

講師 安藤 亨氏 [豊田市 福祉部 福祉総合相談課 主任主査]
今井 末果氏 [豊田市成年後見支援センター 主査]

プログラム パネルディスカッション

いま、成年後見人について考える ～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～

パネリスト

安藤 亨氏 [豊田市 福祉部 福祉総合相談課 主任主査]

今井 末果氏 [豊田市成年後見支援センター 主査]

高江 俊名氏 [弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター
成年後見制度利用促進法対応PT事務局長]

合田 明美氏 [社会福祉士、こゆ成年後見支援センター]

岩屋口智栄氏
[司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川支部監査、
横浜市成年後見サポートネット(市協議会)委員]

コーディネーター

橋本 健司氏
[司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート利用促進法
対応委員会委員長、同神奈川支部相談役]

主催



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

詳細は、当法人HP→<https://www.legal-support.or.jp/>をご覧ください。





第18回 日本高齢者虐待防止学会 足立大会

令和4(2022)年9月10日(土)、前大会に引き続きオンラインで「高齢者虐待～多様化している要因と課題～ポストコロナ時代に変革の方向性を考える」をテーマに本大会が開催されました。

池田理事長の挨拶により、午前9時に本大会は開会しました。

大会長講演では、大会長である吉岡氏より本学会の設立及び高齢者虐待防止法の制定の経緯、そして今後の未来を見据えた活動について報告がありました。ニューヨーク市APS(アダルトプロテクティブサービス)視察や事例検討会、セルフ・ネグレクト等から高齢者虐待防止の学びを得られた経験から、知識のアップデートの重要性を説かれました。あわせて、本学会で法制度改正のための活動を行っていくと表明されました。

教育講演1では、医師の和気氏より高齢者のアルコール依存症について、高齢者の飲酒量・頻度は年齢とともに低下するが、代謝の低下等で少量でも酔いが進みやすくなるため、平成30(2018)年度の依存症専門医療機関における新規受診者のうち60代以上の患者が3割を超えており、高齢者のアルコール問題は地域医療及び介護現場にとっても無視できない問題になっていると示されました。実際の入院治療の様子が紹介された後、治療後の断酒率は6割を超えること、認知症を併存しているケースにおいては施設入所など環境調整を行うことで約8割のケースで断酒生活を維持していると報告がありました。

基調講演では、乙幡氏より、養護者による高齢者虐待



第18回 日本高齢者虐待防止学会足立大会

プログラム・目次	
8:30 ~ 受付	
9:00 ~ 9:10	開会式 開会宣言 池田 直樹 (日本高齢者虐待防止学会 理事長、上本町総合法律事務所 弁護士)
9:10 ~ 9:30	大会長講演 高齢者虐待防止～現在と未来を見据えて私達のすべきこと p.6 大会長 吉岡 幸子 (帝京科学大学看護学 教授) 座長 池田 直樹 (日本高齢者虐待防止学会 理事長、上本町総合法律事務所 弁護士)
9:40 ~ 10:40	教育講演1 高齢者のアルコール依存症～治療の実践から p.8 和気 浩三 (医療法人和気会新生会病院院長 精神科医師) 座長 吉岡 幸子 (帝京科学大学看護学 教授)
10:50 ~ 11:40	基調講演 高齢者虐待の実態と課題 p.10 乙幡 美佐江 (厚生労働省老健局 高齢者虐待防止対策専門官) 座長 遠藤 英俊 (日本高齢者虐待防止学会 副理事長、いのちファミリークリニック 院長)
12:15 ~ 12:45	会員総会 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 2022年度会員総会
13:00 ~ 14:00	教育講演2 介護殺人の予防を考える～支援者が注目すべき視点とは p.11 湯原 悦子 (日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授) 座長 松下 年子 (日本高齢者虐待防止学会 副理事長、横浜市立大学 名誉教授)
14:10 ~ 15:10	シンポジウム1 高齢者虐待予防への新たな試み～施設と地域からの発信 p.13 シンポジスト 『接遇から虐待防止を考える“第三者から見たあなたの接遇はいかがですか、振り返ってみましょう”』 中山 翔平 (社会福祉法人練馬区社会福祉事業団富士見台サービスセンター 所長・生活相談員) 『高齢者虐待対応における意思決定支援』 渡邊 一郎 (社会福祉法人全国社会福祉協議会 権利擁護支援全国ネット (K-ねっと) 専門相談員) 座長 高橋 智子 (公益財団法人東京都保健福祉財団 人材養成部福祉人材養成室)
15:20 ~ 16:50	シンポジウム2 高齢者虐待防止法の改正に向けて p.17 高齢者虐待防止法改正案の解説、および改正案重点項目への意見についての討議 報告 滝沢 香 (日本高齢者虐待防止学会 法制度推進委員会委員長、東京法律事務所 弁護士) 座長 池田 直樹 (日本高齢者虐待防止学会 理事長、上本町総合法律事務所 弁護士)
17:00 ~ 17:15	閉会式 閉会の挨拶 第19回日本高齢者虐待防止学会学術大会 大会長挨拶
	一般演説抄録 (一般演説はオンデマンドビデオサイトにてご覧ください) p.19

について、その相談・通報者がこれまでは介護支援員が最多であったものが、令和2(2020)年度には警察が最多となったこと、虐待の主な発生要因として、介護負担が増している中、養護者自身も課題を抱えながら介護生活をしていることが挙げられ、養護者(虐待者)の支援も必要となっている実態が報告されました。

教育講演2では、湯原氏より家族が被介護者を殺害・心中する介護殺人について、予防の観点から、介護者も高齢であったり病気を患っているような介護者としての適性に無理があるケースは注視すべきと示されました。続いて、動機となり得る介護疲れについて、傍から見て献身的な介護者と評価される人ほど弱音を吐けない状態に追い込まれている可能性があり、危機を察知しにくいと警鐘を鳴らしました。もう一つの動機となり得る将来への悲観については、被介護者の改善が見えない現実に直面する「今後のことを考えましょう」という言葉が引き金になってしまうと呼びかけていました。介護者に将来への希望を示すこと、ヤングケアラーのみならず全世代の介護者への支援が必要であることを提言されました。

シンポジウム1では、施設の立場から中山氏が「良い接遇が虐待防止や人権意識の向上につながる」との考えに基づき、「他者から不適切と思われる、また、感じさせない接遇」を実践するため、年1回「虐待の芽チェックリスト」を職員に記入させ、その中の「他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか」の項目に注目して、管理者との個別面談を実施し、「第三者から見るとあなたの接遇はいかがですか、振り返ってみましょう」と呼びかけていると報告がありました。

シンポジウム2では、滝沢氏より高齢者虐待防止法の改正に関して報告がありました。高齢者虐待防止法は平成18(2006)年の施行から3年後を目途に見直すとの附則が入っているにもかかわらず、およそ20年が経過した今でも法改正がなされていません。法改正を実現するために、

- ①「障害者虐待防止法等における規定との整合性」
障害者虐待防止法等に定めはあるが高齢者虐待防止法に定めがないものは法の目的が重なっているため、改正のハードルが低くなること
 - ②「高齢者虐待防止法施行後に顕在化した課題」
セルフ・ネグレクト等、法施行後に顕在化した問題を定めることにより、現場で必ず対応しなければならない事案となること
 - ③「現場が抱える困難や法が適正に機能する上で必要な対応」
通報者の保護を例として挙げ、虐待の通報は家族ではなく養介護施設の内部者からであると考えられるため通報側のハードルを低くすること
- の3つの重点項目を挙げられました。

大会は、午後5時、吉岡大会長の閉会挨拶により終了しました。この中で、当学会による研修を予定しており、特に現場の方には、今困っていることをどのように解決するか、声を聞かせていただきたいとの発言がありました。次回大会は、令和5(2023)年8月以降に新潟県上越市で開催されることが発表されました。小長谷次回大会長からは、次回大会は本学会の創立20周年に当たるため記念大会になること、振り返りを取り入れたプログラムとなる予定であることも発表されました。テーマは未定ですが、webで参加することも可能ですので、研修と併せてみなさまも参加してみても如何でしょうか。(た)



編集後記



仕事が重なるときは重なるもので、普段は暇を持って余している私でも、このときばかりは休日や寝る暇を削って仕事をしていました。ちょうどその日も、時計の針がとうの昔にてっぺんをまわっておりました。もうそろそろ寝ないと明日(すでに今日でしたが)の業務に差し支えると思いましたとき、事件は起きました。何やらパソコンから聞き慣れない音がするではありませんか。どうやらUSBメモリが不具合を起こしたようで、パソコンともどもいうことを聞かなくなっていました。深夜で頭がよく回らない中、私は自分なりに懸命に対処をしたつもりですが、最終的には、USBメモリ内のデータが綺麗さっぱりなくなってしまったのです。なぜかそういうときに限って、直近の仕事のデータはUSBメモリに保存していたりするので、私はただ無心の状態で天井を仰ぎました。そしてなぜかふとある考えが頭をよぎりました。「そうだ、疲れているしもう寝よう」。あまり悲観しすぎない思考が私の長所です、ただの現実逃避と言われたらその通りなのですが、少しの間でもトラブルから離れると、不思議と対処法が思いついたりするのです。心の余裕とは非常に大事なもので、少し眠りました後にベッドから起き上がると、幸いにも壊れたUSBメモリの復旧方法を思いつき、事なきを得ました。これから年度末に向けて仕事が忙しくなる時期ですが、心の余裕と、データのバックアップは忘れずにいたいものです。(さ)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

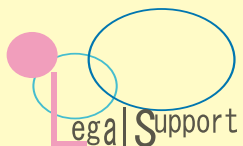
各支部名で検索!

リーガルサポート〇〇支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 富山県支部 076-431-9332
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-54-3312
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 宮城支部 022-263-6786
- 静岡支部 054-289-3999
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 和歌山支部 073-422-0568 HP
- 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101
- 新潟県支部 025-244-5141
- 広島県支部 082-511-0230
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 秋田支部 018-824-0055
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 鹿児島支部 099-248-8860 HP
- 青森支部 017-775-1205
- 三重支部 059-213-4666
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 福井県支部 0776-36-0016
- しまね支部 0854-22-1026
- 本部(東京) 03-3359-0541 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 石川県支部 076-291-7070
- 香川県支部 087-821-5701 HP

リーガルサポートのホームページには音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

